

## ISEC 研究専門委員会における貢献感謝状の選奨規程

ISEC 研究専門委員会

平成 27 年 4 月 1 日 制定

ISEC 研究専門委員会における「貢献感謝状」の選定は、本規程によって行う。

(1) ISEC 研究専門委員会は、本委員会の活性化に多大な貢献をした功労者に対し、表彰を行う。

(2) 本表彰は、「ISEC 研究会活動貢献感謝状」と称する。

(3) 貢献感謝状を選定するため、ISEC 研究専門委員会に貢献感謝状選奨委員会（以下、「選奨委員会」という）を設置する。

(4) 選奨委員会は、委員長 1 名、委員若干名をもって構成され、構成員は ISEC 研究専門委員会幹事団から選出された者とする。

(5) 表彰対象者は以下のいずれかの項目に該当する本会会員とする。

(a) ISEC 研究専門委員会が関係する、研究会、総合大会、シンポジウム大会などにおいて、過去 1 年の間に多くの企画や研究発表を行った者とする（但し、表彰回数に制限はない）。

(b) ISEC 研究専門委員会の専門委員の任期（学会の原則である 1 期 2 年を 3 回まで）を満了した者、および、研究専門委員会運営に対する顕著な貢献を行ったものとする。（但し、表彰回数に制限はない）。

(6) ISEC 研究会貢献感謝状は、感謝状を授与する。

(7) 表彰候補者を ISEC 研究専門委員会に報告し、承認を得る。

### 附則

本規程の改正は、ISEC 研究専門委員会の承認を得るものとする。

本規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。